

第10期荒川区高齢者プラン策定支援委託 提 案 募 集 要 項

令和7年12月26日

荒 川 区

1 目的

第10期荒川区高齢者プランの策定に向けて、基礎資料となる各種実態調査の結果や高齢者福祉を取り巻く国・都をはじめとする社会動向等を踏まえ、介護サービスの供給量推計、供給基盤整備、保険財政推計、高齢者施設全般の方向性等の検討結果を高齢者プラン案としてまとめていくため、業務の一部を事業者に委託する。

本要項は、第10期荒川区高齢者プラン策定支援の委託事業者を、提案評価方式（プロポーザル方式）により選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 件名

第10期荒川区高齢者プラン策定支援委託

(2) 業務内容

各種調査結果・データの分析、高齢者プランの素案作成、会議運営等、区の第10期高齢者プラン策定を支援する。

- ア 介護保険認定・給付実績データの分析
- イ 各種分析データ等の提出
- ウ 高齢者プランの素案の作成
- エ 会議等の運営支援
- オ 計画書及び概要版の作成

※詳細については、別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（契約は令和8年4月を予定）

(4) 履行場所

荒川区指定場所

(5) 提案限度額

6,930,000円（税込）

※提案限度額を超える提案は無効とする。

※令和7年度荒川区議会2月会議において令和8年度予算が可決された場合に成立するため、同予算成立後に本件業務に係る予算額が上記と異なった場合は、区と受託者で協議の上、予算額に応じて本件業務の仕様等を修正する可能性がある。

(6) 参考

プラン策定までの全体のスケジュールについては、別紙「第10期荒川区高齢者プラン策定スケジュール（案）」のとおりである。ただし、現時点での想定であり、策定委員会及び運営協議会等の実施時期、実施回数等は変更になる場合がある。

3 応募資格

本プロポーザルは、以下の条件の全てを満たす事業者だけが応募できる。なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 平成29年度以降に、人口20万人以上（業務受託時点での人口とする。）の地方公共団体において、福祉に係る同種の業務を受託した実績を有している法人であること。
- (2) 東京都電子自治体共同運営電子サービスにおいて、荒川区の入札資格を有していること。
- (3) 東京23区内に本店又は支店若しくは事業所があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (5) 荒川区入札等参加停止措置要綱（平成17年5月6日制定17荒経契第16号）の規定に基づく、入札等参加停止措置期間中の企業でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされているなど、客観的な経営不振の状態に陥っていることが明らかな状態でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (8) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

4 提案内容の審査

(1) 評価体制

「第10期荒川区高齢者プラン策定支援委託候補者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価を行う。

(2) 審査の実施方法

評価委員会において、評価項目ごとに設定した配点に基づき評価し、総合的に審査する。なお、書類審査のみとし、ヒアリングは行わない。

(3) 審査項目

課題認識、受託実績、心構えや取組姿勢、実施体制、効果的・効率的な支援の実施、セキュリティ・個人情報保護、必要経費

5 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 提案評価（プロポーザル）参加意思表明書（様式第1号） 提出部数：正本1部
- イ 会社のパンフレット等 1部

(2) 提出期限

令和8年1月20日（火） 午後5時

(3) 提出場所

荒川区福祉部福祉推進課管理係（荒川区役所本庁舎2階窓口⑥）

所在地：東京都荒川区荒川2-2-3

電話番号：03-3802-3949

(4) 提出方法

上記提出場所に事前連絡の上、提出期限までに郵送（必着）又は持参により提出すること。

ファクシミリ、電子メールでの受付は行わない。

(5) 受付時間

平日午前8時30分から午後5時までの間とする。（土日祝日を除く。）

6 提案書等の提出

「5 参加申込方法」により参加意思表明書等の書類を提出後、以下の書類を全て提出すること。（作成に当たっては、別紙「提案書等作成要領」を参照すること。）

なお、正本には事業者名を記入し、副本には事業者名を一切記入せず申込み時に区が指定する記号を余白に分かりやすく記載すること。また、企画提案書（様式第4号）には、事業者名及び事業者を特定又は推測できる事項を記載しないこと。

(1) 提出書類・提出部数

- ア 申請書（様式第2号） 提出部数：正本1部
- イ 事業者概要（様式第3号） 提出部数：正本1部
- ウ 企画提案書（様式第4号） 提出部数：正本1部、副本2部
- エ 見積書（様式第5号） 提出部数：正本1部

※企画提案書（様式第4号）は、片面印刷で提出すること。

※上記提出書類のデータが入った電子媒体（CD-R）1部を提出すること。

(2) 提案書等の受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金） 午後5時まで

(3) 提出場所

荒川区福祉部福祉推進課管理係（荒川区役所本庁舎2階窓口⑥）

所在地：東京都荒川区荒川2-2-3

電話番号：03-3802-3949

(4) 提出方法

上記提出場所に事前連絡の上、受付期間中に直接持参すること。

郵送、ファクシミリ、電子メールでの受付は行わない。

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時までの間とする。(土日祝日を除く。)

7 提案書等の作成に関する質問受付

(1) 質問の受付

提案書作成に関する質問のみ受け付ける。なお、質問書の提出ができる事業者は、参加意思表明書を提出した事業者に限る。

(2) 提出方法

ア 提案書の作成に関して不明な点がある場合は、「質問書」(様式第7号)に記入し、電子メールに添付の上、提出すること。

イ 1枚の質問書に複数項目を記載しても構わない。なお、質問書が複数枚にわたる場合は、1つのファイルにまとめ、メールに添付すること。

ウ 質問書には、事業者名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

エ 電子メールの件名は、「高齢者プランプロポ質問（事業者名）」とすること。

(3) 受付アドレス

fukushisuishin@city.arakawa.lg.jp

(4) 受付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月20日（火）午後3時まで

ア 電子メール受取後、令和8年1月20日（火）午後4時までに区担当者から送信元に質問受付の確認メールを送付する。

イ 返信メールが届かなかった場合には、令和8年1月20日（火）午後5時までに区担当者に電話で確認すること。

なお、受付期限までに届かなかったメールには回答しない。

(5) 質問の回答

令和8年1月23日（金）午後5時までに、区担当者から電子メールにて全てのプロポーザル参加者に送付する。

(6) その他

質問者の名称等は、公表しない。

8 結果通知

審査が終了次第、提案者に対し、当選と落選の別を書面により通知する。なお、審査に対する質問及び異議申し立ては、これを受け付けない。

9 選定スケジュール（予定）

令和8月1月 7日（水）	参加意思表明書受付開始
令和8年1月 8日（木）	提案書等に関する質問の受付開始
令和8年1月20日（火）	参加意思表明書受付締切 提案書等に関する質問の受付締切
令和8年1月23日（金）	質問に対する回答
令和8年1月26日（月）	提案書等受付開始
令和8年2月 6日（金）	提案書等提出締切
令和8年3月 上旬	委託候補者評価委員会
令和8年3月 下旬	審査結果通知

10 参加意思表明書及び提案書の不受理

次のいずれかに該当する場合、区は、参加意思表明書及び提案書を受理しない。
また、区は、次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本提案書に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 審査結果に影響を与える工作を行う等プロポーザルの公正な執行を妨げたとき。
- (6) 公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るために共謀したとき。

11 参加の辞退

参加表明書を提出後に、参加を辞退する場合には、「提案評価（プロポーザル）参加辞退届」（様式第6号）を提出すること。

12 契約の締結

- (1) 区は、審査の結果、最も評価の高い事業者を「第10期高齢者プラン策定支援委託」の第一契約候補者として、契約締結交渉を行う。
- (2) 第一契約候補者が選定後、参加の資格要件を満たさなくなったと認められた場合又は契約締結交渉が不調になった場合は、次順位である事業者と契約締結交渉を行う。
- (3) 選定後、事業の実施体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消

すことがある。

13 その他

- (1) プロポーザル参加に伴う費用（参加意思表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用等）は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提案者は、本資料及びプロポーザルにおいて入手した区の情報等をプロポーザル以外の目的に使用しないこと。また、第三者に情報等を漏らさないこと。
- (4) 提案書の提出は、1社1案とする。
- (5) 正式な仕様書については、契約締結時に別途調整することがある。
- (6) 事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに報告する。
- (7) 使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨単位に限る。
- (8) 本事業は、事業に係る予算が議会で可決した後に契約を締結する。なお、事業に係る予算が議会で否決された場合、受託者とされた者が損害を被っても区は損害賠償の責めを負わない。
- (9) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。なお、企画提案書提出後における、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の総括責任者等は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (10) 委託業務の処理を第三者に再委託してはならない。ただし、付属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、その再委託の内容及び理由について、企画提案書等と併せて、令和8年2月6日（金）までに提出すること。なお、様式は任意とする。

14 問い合わせ先

〒116-8501

東京都荒川区荒川2-2-3 荒川区役所2階（窓口⑥）

荒川区福祉部福祉推進課管理係 担当：村木、海平、佃

電話番号 03-3802-3949

ファクシミリ 03-3802-0202

電子メール fukushisuishin@city.arakawa.lg.jp